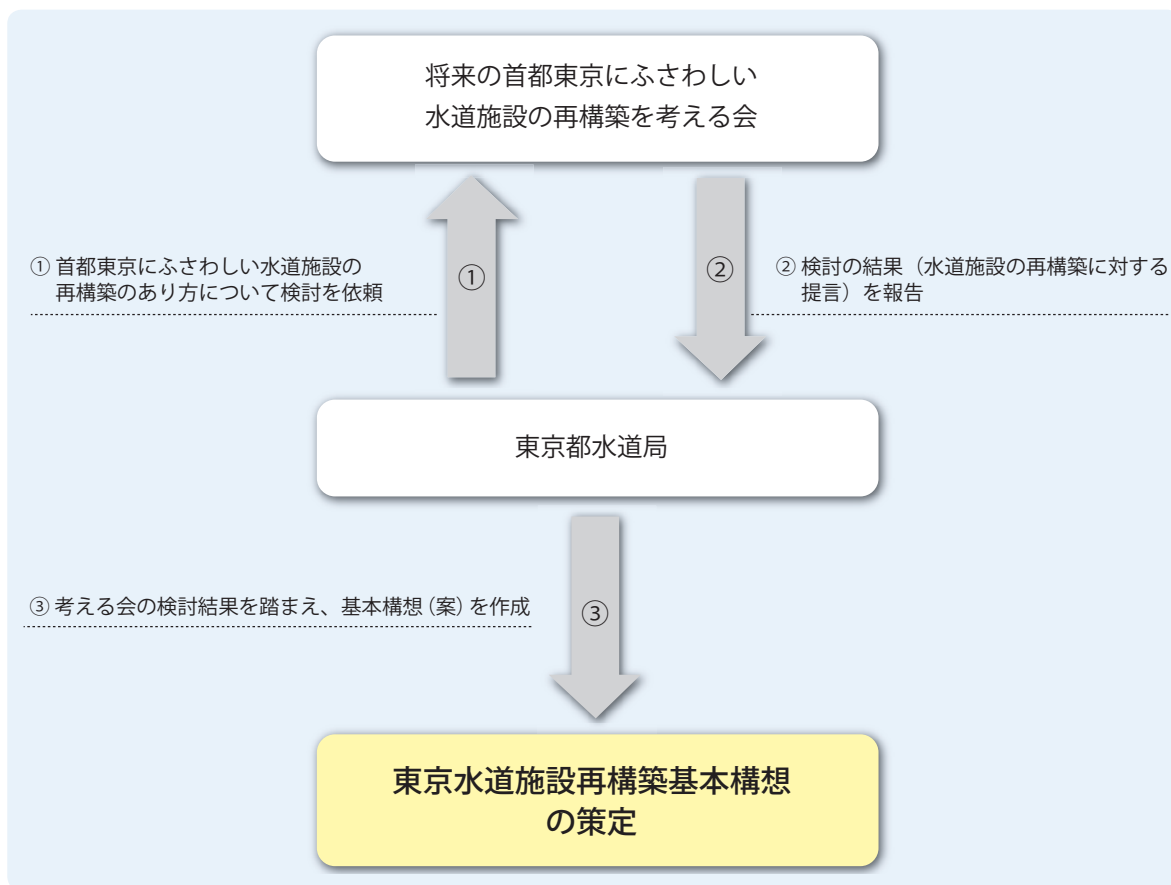




資料編

- 1 東京水道施設再構築基本構想策定までの流れ
- 2 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会委員名簿
- 3 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会設置要綱
- 4 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会検討経過

1 東京水道施設再構築基本構想策定までの流れ



2 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
座長	こいずみ あきら 小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
委員	いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学経営学部経営学科教授
"	うえはら たまえ 上原 珠枝	一級建築士、森林インストラクター、環境カウンセラー
"	たきざわ さとし 滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
"	まつい よしひこ 松井 佳彦	北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門教授
"	みその よしひこ 御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事

（敬称略、委員は五十音順）

3 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会 設置要綱

(目 的)

第1条 水道施設の再構築に向けた基本構想を策定するに当たり、幅広い知識を持つ学識経験者や水道を使用するお客さまの視点からの助言を得るため、将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 考える会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を局長に報告する。

- (1) 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築の在り方
- (2) その他局長が必要と認める事項

(構 成)

第3条 考える会は、6名以内の委員で構成し、委員は、局長が委嘱する有識者等とする。

(座 長)

第4条 考える会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。

(会の招集等)

第5条 考える会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて関係部長その他委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 考える会の設置期間は、設置の日から平成24年3月31日までとする。

(庶 務)

第7条 考える会の庶務は、総務部施設計画課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

4 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会 検討経過

	開催日時	内容
第1回	平成22年12月24日	・座長の選出 ・考える会への検討依頼 ・基本構想策定の全体像について ・基本構想の策定に関するスケジュール（案）について ・東京の水道のリスク・課題等について
第2回	平成23年6月6日	・東日本大震災の経験も踏まえた水道システムのリスク・課題及び安全度について
第3回	平成23年9月5日	・首都東京の水道施設のリスク・課題が水道施設に与える影響と目指すべき方向性 ・将来の水道施設の再構築のあり方について（提言素案の検討）
第4回	平成23年11月4日	・提言案の検討
第5回	平成23年11月22日	・提言（報告書の提出）

東京水道施設再構築基本構想

首都東京を支え続ける安全・安心な水道の創造

発行 平成 24 年 3 月

東京都水道局 総務部 施設計画課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 6341

印刷 正和商事株式会社

電話 03 (3952) 2154

平成 23 年度
規格表第 1 類
登録第 579 号